

事 務 連 絡
平成24年5月30日

都道府県漁業協同組合連合会 御中
県漁業協同組合、業種別漁業者団体 御中

漁業経営体質強化機器設備導入支援事業共同実施機関
代表機関 特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構

平成24年度漁業経営体質強化機器設備導入支援事業（省エネ機器設備導入支援事業）の助成要領の訂正及びその周知のための応募期限の延長等

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成24年度漁業経営体質強化機器設備導入支援事業に関し、下記のとおり、ご連絡いたしますので、ご多忙中の折恐縮ですが、関係漁業者の皆様への周知をお願いいたします。今後とも本事業の円滑な実施にご協力頂きますようよろしくお願いいたします。

記

1. 本事業につきまして、平成24年4月26日付けでお送りした「省エネ機器設備導入支援事業助成要領」の内容に誤りがありましたので、別紙のとおり、正誤表をお送りします。

当初お送りした要領では、漁業者グループの要件を「被害を受けた漁業者5名以上で構成」となっておりましたが、正しくは「被害を受けた漁業者が原則としてグループ構成員の過半数を占め、かつ特段の理由がある場合を除き、複数の経営体に属する漁業従事者5名以上で構成」です。

このため、全員が被害者でなくても応募できますので、関係漁業者の方々へ再度周知をお願いします。

また、このことを周知するため、募集締切日を平成24年5月31日(木)から6月29日(金)まで延長しましたので、併せて周知頂きますようお願いいたします。

2. また、これまで当機構に寄せられた応募の見通しを合計すると、今回の応募については、予算額を上回る可能性があります。

このため、水産庁と協議した結果、応募が多かった場合には、別紙3の「採択の優先順位」に基づき、採択を行いたいと考えております。

本件につきましても、ご了知頂きますとともに、関係漁業者への周知をお願いいたします。

(添付書類)

別紙 1 : 省エネ機器設備導入支援事業助成要領の正誤表について

別紙 2 : 省エネ機器設備導入支援事業助成要領

別紙 3 : 採択の優先順位

問い合わせ先

〒101-0047

東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル5階

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

担当者：美馬、佐々木

TEL：03-6866-7111

FAX：03-6866-7114

Eメール：taishitsukyoka@fpo.jf-net.ne.jp